平成２２年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目23番12号、前住所
兵庫県尼崎市水堂町１丁目30番５号
破産者　山田　國雄
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市田寺東３丁目４番24号
破産者　アオユウこと　青山　佑喜
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１７３号
熊本県阿蘇郡西原村大字河原1078番地
破産者　中村元士郎
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７４号
熊本県阿蘇郡西原村大字河原1078番地
破産者　中村まき子
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３１号
仙台市泉区上谷刈４丁目13番12号　スプリングガーデンＣ103
破産者　齋藤　淳子
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目18番６号
破産者　小山　雅大
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
仙台市太白区中田６丁目14番12号
破産者　古積　　弘
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
仙台市若林区荒町133番地の１　仲野コーポ103
破産者　菊池　悦子
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番６―303号
破産者　荒木美由紀
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６０号
京都府福知山市大池坂町170番地　タツタ電線社宅Ａ402号
破産者　石本　研一
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
京都府福知山市大池坂町170番地　タツタ電線社宅Ａ402号
破産者　石本　麗子（旧姓杉山）
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１０３３２号
大阪市平野区喜連東３丁目４番１―205号
破産者　田代　教夫
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８号
大阪府八尾市福万寺町南１丁目６番地の32
破産者　尾崎里惠子
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５号
山口市宮野下180番地17
破産者　藤村　一民
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
東京都国分寺市東恋ケ窪３丁目35番地２　コンフォール恋ケ窪302
破産者　下関ペットセンターこと　田中記久子
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３０号
長崎県雲仙市千々石町己650番地１
破産者　里見　初治
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
熊本市八反田３丁目16番50号、住民票上の住所熊本県天草市牛深町又996番地２の３
破産者　川原　一利
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１８号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2683番地６
破産者　松尾　史朗
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１９号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2683番地６
破産者　松尾さつき
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５号
熊本県天草市有明町須子2079番地
破産者　森﨑　昌次
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部